明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務四一九）　一
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（財務・農林水産・経済産業一四）　四
○農薬を登録した件（農林水産二二五三～二二五五）　二
○農薬を再登録した件（同二二五六）
○農薬の登録が失効した件（同二二五七）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二〇
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第四百十九号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月八日

総務大臣　山本　早苗